

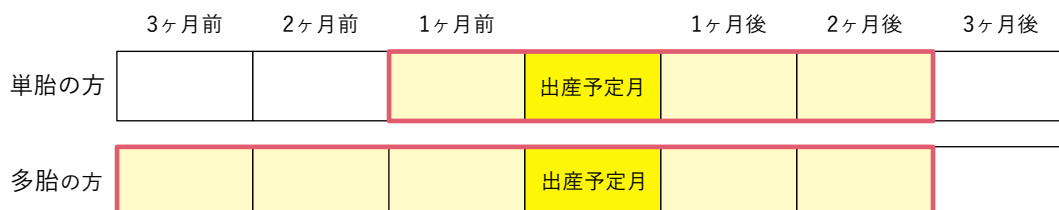
産前産後期間相当分の国民健康保険税が免除（軽減）されます！

対象となる方・受付期間

- 国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。
- 出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が免除（軽減）されます。



※産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が年税額から免除（軽減）されます。

※産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除（軽減）されます。

届出に必要な書類

- ① 軽減届出書
- ② 本人確認書類（保険証、運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ③ 母子健康手帳（単胎、多胎妊娠の別を確認できる書類など）

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要となる場合があります。

届出先

南幌町住民課国保医療係 TEL：011－398－7037（直通）